



熊本県公報

第 1 1 8 9 7 号

平成 22 年 4 月 9 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (〃) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 3
- 身体障害者福祉法第15条第12項の規定に基づく医師の
指定…………… (〃) 3
- 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… (〃) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 4
- 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定…………… (環境保全課) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 6
- 定数漁業の許可申請期間の公示…………… (水産振興課) 6
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精
神通院医療)の指定…………… (障害者支援総室) 6
- 農作物共済の基準…………… (団体支援総室) 6
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 6
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 7
- 介護老人保健施設の開設許可…………… (〃) 7
- 指定代理納付者の指定…………… (税務課) 7
- 第42期熊本県労働委員会委員の候補者の推薦を求める
告示…………… (労働雇用課) 7
- 指定障害福祉サービス事業者等に係る指定事項の変更
の届出…………… (障害者支援総室) 15
- 指定障害福祉サービス事業者等に係る指定事項の変更
の届出…………… (〃) 15
- 指定相談支援事業者に係る指定事項の変更の届出…………… (〃) 16
- 特定旧法指定施設に係る指定事項の変更の届出…………… (〃) 16
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業
者の指定…………… (〃) 16
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業
者の指定…………… (〃) 16
- 障害者自立支援法に基づく指定障害支援施設の指定…………… (〃) 17
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 17
- 道路の区域変更…………… (〃) 18
- 道路の供用開始…………… (〃) 18
- 道路の供用開始…………… (〃) 19
- 熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱の一部改正…………… (商工振興金融課) 19
- 指定調査員育成研修機関の指定…………… (高齢者支援課) 19
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (〃) 19
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 19
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (〃) 20
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 20
- 大津都市計画下水道事業大津公共下水道の事業計画変更…………… (下水環境課) 20
- 熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道の事業計画変更…………… (〃) 20
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更等
の届出…………… (障害者支援総室) 21
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更等
の届出…………… (〃) 22
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更等
の届出…………… (〃) 22
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更等
の届出…………… (〃) 22
- 水位情報周知河川及び水防警報河川の指定…………… (河川課) 23
- 浸水想定区域の指定…………… (〃) 24

公 告	
○道路の位置指定の公告	(建築課) 24
○道路の位置指定の変更の公告	(〃) 24
○道路の位置指定の一部取消しの公告	(〃) 24
○知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項	(県政情報文書課) 24
○肥料登録事項変更	(農業技術課) 25
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課) 25
○天明土地改良区による東西屋敷土地改良区の吸収合併認可申請	(農村計画・技術管理課) 26
○天明土地改良区による東西屋敷土地改良区の吸収合併に伴う定款変更認可申請	(〃) 26
○一般競争入札の落札者等	(監理課) 26
登 載 依 頼	
○取得時講習を行う場所、期日及び受付時間の変更	(運転免許課) 26
正 誤	
○平成22年3月9日熊本県告示第249号(道路の区域変更)中	(道路保全課) 27

告 示

熊本県告示第414号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市柵宇土町字帽子山709番、726番、729番1、733番1、740番、741番、744番、字中尾764番、字仁田尾839番、840番、858番、858番2、876番から878番まで、888番2、891番1から891番3まで、892番1、897番、898番1、898番2、915番1、919番2、920番1、921番1、921番2、字帽子山747番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字仁田尾891番1、892番1、888番2・891番2・891番3・897番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第415号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市柵宇土町字寺ノ尾36番、66番19、字へコノ入172番4、192番3、192番4、193番4、210番5、210番6、210番9、210番12、210番18、192番1・210番15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字へコノ入210番5・210番6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第416号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
障がい者支援センター びゅあ 天草市今釜新町35 39番地	NPO法人五和さ さえ愛カンナの会 天草市五和町手野 一丁目605番地 寺崎 幸男	平成22年 4月1日	4313000392	就労継続支 援B型

熊本県告示第417号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として次のとおり指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
外科	大熊 利之	平成22年3月15 日	山鹿市立病院 山鹿市山鹿511
外科	酒井 丈典	平成22年3月15 日	酒井外科・内科医院 天草市港町16-11
内科	宮瀬 秀一	平成22年3月15 日	健康保険 八代総合病院 八代市松江城町2-26
内科	河北 誠	平成22年3月15 日	西合志病院 合志市御代志812-2
脳神経外科	藤岡 正導	平成22年12月27 日	済生会みすみ病院 宇城市三角町波多775-1

熊本県告示第418号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関を指定したので、同法第69条の規定により告示する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
松橋クローバー薬局	宇城市松橋町豊福2064- 3	調 剤	平成22年 3月15日
ゆうば薬局	八代市花園町7番地16	調 剤	平成22年 3月15日

熊本県告示第419号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
養護老人ホーム 聖母の丘 熊本市島崎6丁目1番27号	社会福祉法人聖母会	平成22年4月1日

熊本県告示第420号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
養護老人ホーム 聖母の丘 熊本市島崎6丁目1番27号	社会福祉法人聖母会	平成22年4月1日

熊本県告示第421号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条並びに第4条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域及び規制地域内における悪臭物質の排出に係る基準を次のとおり定め、平成22年5月1日から施行する。

なお、平成49年2月28日熊本県告示第167号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）は、平成22年4月30日限り、廃止する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）を1のとおり指定し、同法第4条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、規制地域内における悪臭物質の排出に係る基準（以下「規制基準」という。）を2のとおり定める。

1 規制地域

別表の市町村の区分の欄に掲げる市町村（山鹿市、熊本市、八代市、天草市及び苓北町を除く。）ごとの同表の地域の欄に掲げる地域及び区域

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号に定める敷地境界線における規制基準は、次表に掲げるとおりとする。

悪臭物質名	大気中の許容濃度	
	A地域	B地域
アンモニア	1 p p m	2 p p m
メチルメルカプタン	0.002 p p m	0.004 p p m
硫化水素	0.02 p p m	0.06 p p m
硫化メチル	0.01 p p m	0.05 p p m
二硫化メチル	0.009 p p m	0.03 p p m
トリメチルアミン	0.005 p p m	0.02 p p m
アセトアルデヒド	0.05 p p m	0.1 p p m
プロピオンアルデヒド	0.05 p p m	0.1 p p m
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 p p m	0.03 p p m
イソブチルアルデヒド	0.02 p p m	0.07 p p m
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 p p m	0.02 p p m
イソバレルアルデヒド	0.003 p p m	0.006 p p m
イソブタノール	0.9 p p m	4 p p m
酢酸エチル	3 p p m	7 p p m
メチルイソブチルケトン	1 p p m	3 p p m
トルエン	10 p p m	30 p p m
スチレン	0.4 p p m	0.8 p p m

キシレン	1 p p m	2 p p m
プロピオン酸	0 . 0 3 p p m	0 . 0 7 p p m
ノルマル酪酸	0 . 0 0 6 p p m	0 . 0 0 6 p p m
ノルマル吉草酸	0 . 0 0 0 9 p p m	0 . 0 0 2 p p m
イソ吉草酸	0 . 0 0 1 p p m	0 . 0 0 4 p p m

- 備考 この表において、A 地域、B 地域は、別表の地域の欄に掲げる地域をいう。
- (2) 法第 4 条第 1 項第 2 号に定める事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準は、悪臭防止法施行規則（昭和 4 7 年総理府令第 3 9 号。以下「省令」という。）第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。
- (3) 法第 4 条第 1 項第 3 号に定める事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準は、省令第 4 条に定める方法により算出して得た濃度とする。

別表

市町村	大気中の許容濃度	
	A 地域	B 地域
玉名市	全域（B 地域の区域を除く。）	農用地区域（玉名市岱明町及び天水町並びに岩崎字紺町、岩崎字川原、岩崎字高苗手、秋丸字上霧町、秋丸字友添、秋丸字島、秋丸字崎田及び河崎字布毛の区域を除く。）
山都町	全域（B 地域の区域を除く。）	農用地区域（山都町伊勢、今、大野、大見口、柏、上差尾、神ノ前、塩出迫、塩原、下山、白石、菅尾、高辻、高畑、滝上、橘、玉目、長崎、長谷、二瀬本、八木、花上、東竹原、二津留、方ヶ野、馬見原、柳井原、柳及び米迫の区域を除く。）
菊池市、合志市、人吉市、大津町、菊陽町、小国町、あさぎり町及び球磨村	全域（B 地域の区域を除く。）	農用地区域
玉名市、山都町、菊池市、合志市、人吉市、大津町、菊陽町、小国町、あさぎり町及び球磨村以外の市町村	全域	

備考 「農用地区域」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 8 条第 2 項第 1 号の区域をいう。

熊本県告示第 4 2 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 2 年 4 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
-------------	------	-------

てとて 熊本市西梶尾町 3 5 1 番地	有限会社西嶋ビル	平成 2 2 年 4 月 1 日
-------------------------	----------	------------------

熊本県告示第 4 2 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 2 年 4 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
てとて 熊本市西梶尾町 3 5 1 番地	有限会社西嶋ビル	平成 2 2 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 2 4 号

熊本県漁業調整規則（昭和 4 0 年熊本県規則第 1 8 号の 2）第 8 条第 2 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 2 項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第 8 条第 3 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 3 項の規定により公示する。
平成 2 2 年 4 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
小型機船底びき網漁業	手繰第 2 種漁業えびこぎ網漁業	天草海

2 申請期間

平成 2 2 年 4 月 9 日から平成 2 2 年 4 月 1 5 日まで

熊本県告示第 4 2 5 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次の医療機関を指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。
平成 2 2 年 4 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
あらお桜山調剤薬局 荒尾市蔵満 1 8 9 0 - 5	平成 2 2 年 4 月 1 日	0 4 4 0 4 9 6

熊本県告示第 4 2 6 号

平成 1 2 年 9 月 6 日熊本県告示第 7 2 4 号（農作物共済の基準）の一部を次のように改め、平成 2 2 年 4 月 9 日から適用する。
平成 2 2 年 4 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表水稻の項中「熊本市富合町」の次に「、城南町及び植木町」を加え、「、鹿本郡」を削る。

熊本県告示第 4 2 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 2 年 4 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション結 阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2 7 2 1 番地の 2	株式会社南阿蘇ケアサー ビス	平成 2 2 年 4 月 1 日

熊本県告示第428号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション結 阿蘇郡南阿蘇村大字久石2721 番地の2	株式会社南阿蘇ケアサー ビス	平成22年4月1日

熊本県告示第429号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【介護老人保健施設】

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
海風 天草市楠浦町259番地	医療法人社団 福寿会	平成22年4月1日

熊本県告示第430号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容
ふるさとくまもと応援寄附金
- 指定代理納付者に代理納付させる期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード
(1) V I S A
(2) M a s t e r C a r d
(3) J C B

熊本県告示第431号

労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項の規定により、第42期熊本県労働委員会委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 推薦する者の資格
 - 労働者委員候補者の推薦資格
熊本県の区域内のみに組織を有し、法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の認定を得た労働組合
 - 使用者委員候補者の推薦資格
熊本県の区域内のみに組織を有し、主な目的として労働問題を取り扱うことを業務とし、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体
- 推薦される者の資格
委員の任命については法第19条の4の委員の欠格条項及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等に規定する兼職制限規定又は兼職禁止規定の適用を受ける。
- 推薦期間
平成22年4月9日から平成22年5月25日まで

4 推薦に必要な書類

(1) 労働者委員候補者の推薦

ア 推薦書(別記第1号様式)

イ 履歴書(別記第2号様式)

ウ 法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の証明書

なお、証明の申請については、次の書類を平成22年5月7日(金)までに熊本県労働委員会に提出すること。

(ア) 労働組合資格審査申請書(別記第3号様式)

(イ) 労働組合同規約(選挙規程、会計規程を含む。)

(ウ) 労働協約(覚書、協定書を含む。)の写し

(エ) 役員名簿(別記第4号様式)

(オ) 会社(事業所)の組織表(係別従業員数を記入のこと。)

(カ) 調査表(別記第5号様式)

(キ) 会計報告書、事務分掌規程等

(2) 使用者委員候補者の推薦

ア 推薦書(別記第6号様式)

イ 履歴書(別記第7号様式)

(3) 推薦書及び労働組合資格審査申請書等の請求先

(1)及び(2)の推薦に必要な書類のうち、推薦書(別記第1号様式及び別記第6号様式)、履歴書(別記第2号様式及び別記第7号様式)及び労働組合資格審査申請書(別記第3号様式)については、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課及び熊本県労働委員会に直接請求すること。

5 推薦の方法

労働者委員候補者の推薦については推薦書(4の(1)のア)及び履歴書(4の(1)のイ)並びに熊本県労働委員会の証明書(4の(1)のウ)を、使用者委員候補者の推薦については推薦書(4の(2)のア)及び履歴書(4の(2)のイ)を、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課に提出すること。

別記第1号様式

推 薦 書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

労働組合名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け熊本県告示第 号で推薦を求めた第42期熊本県労働委員会の労働者委員の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	所 属 す る 労 働 組 合 名

--	--

- (注) 1 委員候補者ごとに履歴書を添付してください。
- 2 熊本県労働委員会の証明書を添付してください。

別記第 2 号様式

履 歴 書			
ふりがな			昭和
氏 名	生年月日 (年 齢) ※H22.7.1現在		年 月 日 (歳)
現 住 所	郵便番号		
	電話番号		
労働組合に おける役職歴 (現在の地位 を含む。)	年	月	
職 歴 (現在の勤務 先及び職種 を含む。)			

賞 罰			
特記事項			

必要があれば、別紙を用いて記入してください。

欠 格 条 項 に つ い て の 調 書	
労働組合法第 19 条の 4 (委員の欠格条項) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。	
私は、上記の欠格事項に該当していません。	
平成 年 月 日	氏 名 印

別記第 3 号様式

※処理番号 熊労委平成 年 (資) 第 号	※受付年月日 平成 年 月 日
平成 年 月 日	
熊本県労働委員会会長 様	
申請者 (名 称) (代表者氏名)	
労働組合資格審査申請書 (住 所) (名 称)	
<div style="border: 1px dashed black; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>	

当労働組合は下記理由により、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合することの決定を求めたく証拠書類を添付して申請します。

記

- 1 申請の理由 熊本県労働委員会労働者委員候補者推薦のため
- 2 証拠書類
 - (1) 組合規約（選挙規程、会計規程を含む。）の写し
 - (2) 労働協約（覚書、協定書を含む。）の写し
 - (3) 役員名簿（別記第 4 号様式）
 - (4) 会社（事業所）の組織表（係別従業員数を記入のこと。）
 - (5) 調査表（別記第 5 号様式）
 - (6) その他 会計報告書、事務分掌規程等を添付のこと。

- (注) 1 ※印欄は記入しないこと。
- 2 上記 2 の (1)、(3)、(4)、(5) は必ず提出のこと。

別記第 4 号様式

役 員 名 簿

役 職 名	氏 名	年 齢	勤 務 地 の 地 位

別記第 5 号様式

調 査 表

組 合 の 名 称			
事 務 所 の 所 在 地			
組 合 設 立 の 年 月 日			
法 人 格 の 有 無			
直 近 の 上 部 団 体			
単 組 ・ 支 部 ・ 分 会			
組 合 の 付 帯 事 業			
専 従 役 員 の 数	役 員 名	職 員 名	
組 合	事 務 職 員	技 能 職 員	合 計
	男		

員 数	女			
	合 計			
使用者の名称				
代表者の氏名				
事務所の所在地				
事業の種類				
関係事業所の名称				
代表者の氏名				
事務所の所在地				
そ の 他				
従 業 員 数		事 務 職 員	技 能 職 員	合 計
	男			
	女			
	合 計			

別記第 6 号様式

推 薦 書			
平成 年 月 日			
熊本県知事		様	
		所在地	
		使用者団体名	
		代表者氏名	
		印	
平成 年 月 日付け熊本県告示第 号で推薦を求めた第 4 2 期熊本県労働委員会の使用者委員の候補者として、次の者を推薦します。			

氏 名	勤 務 先 (所 属)

(注) 1 委員候補者ごとに履歴書を添付してください。

別記第 7 号様式

履 歴 書			
ふりがな 氏 名		生年月日 (年 齢) ※H22.7.1現在	昭和 年 月 日 (歳)
現 住 所		郵便番号	
	年	月	

役 職 歴 (現在の勤務先(所属)及び役職を含む。)		
賞 罰		
特記事項		

必要があれば、別紙を用いて記入してください。

欠 格 条 項 に つ い て の 調 書
労働組合法第19条の4(委員の欠格条項) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。
私は、上記の欠格事項に該当していません。 平成 年 月 日 氏 名 印

熊本県告示第432号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 志友会 くまもと江津湖療育医療センター	事業所の名称	江津湖療育園発達医療センター 短期入所事業所	くまもと江津湖療育医療センター	平成22年4月1日

熊本県公告第433号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社九州サンガ ケアサポート南の風 居宅介護、重度訪問介護	事業所の住所	熊本市出水一丁目1番25号	熊本市錦ヶ丘19番8号	平成22年2月1日

熊本県告示第434号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定相談支援事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 恵春会	事業所の名称	宇城障害者生活支援センター くまむた荘	相談支援センター 一 絆	平成22年3月23日

熊本県告示第435号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 志友会 くまもと江津湖通園センター	事業所の名称	江津湖療育園通園センター	くまもと江津湖通園センター	平成22年4月1日

熊本県告示第436号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
熊本県りんどう荘 宇城市松橋町豊福2832番地	熊本市長嶺南二丁目3番2号 社会福祉法人 熊本県社会福祉事業団 松岡 保行	平成22年4月1日	4322700305	共同生活援助

熊本県告示第437号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
「はなのいえ」 熊本市島崎2丁目2 6番46号	日本ウイリング株式会社 東京都板橋区加賀 一丁目10番2号 平岩 武昭	平成22年 4月1日	4320100979	共同生活援助 共同生活介護

熊本県告示第438号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害者支援施設として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
熊本県身体障害者能力開発センター 熊本市長嶺南二丁目 3番2号	社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 熊本市長嶺南二丁目 3番2号 松岡 保行	平成22年 4月1日	4310100989	施設入所支援 生活介護 自立訓練 (機能訓練)

熊本県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年4月9日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡和水町内田字石橋 2086番1地先から 同町藤田字前畑 32番3地先まで	前	6.7 ～ 36.0	737.0	地基創改（新橋架設によるルート変更）
			後	6.7 ～ 36.0	737.0	
				12.0 ～ 94.8	733.0	
主要地方道	玉名立花線	玉名郡和水町内田字長迫 2145番1地先から 同町内田字石橋 2104番6地先まで	前	7.2 ～ 40.9	168.9	地基創改（右折レーンの設置）
			後	7.2 ～ 84.3	168.9	

2 区域を変更する期日 平成22年4月9日

熊本県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年4月9日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町三ヶ字金福寺 182番1地先から 同所 204番1地先まで	前	5.0 ～ 16.9	140.0	単道改 (バイ パス発 生)
			後	5.0 ～ 16.9	140.0	
				10.5 ～ 24.5	89.3	

2 区域を変更する期日 平成22年4月9日

熊本県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月9日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市河浦町宮野河内字友ノ内 39番4地先から 同市河浦町宮野河内字渡口 1114番1地先まで	157.0	単道改 (改築 による 拡幅)
		天草市河浦町宮野河内字住吉 416番3地先から 同所 428番7地先まで	61.5	

2 供用を開始する期日 平成22年4月9日

熊本県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月9日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	六嘉秋津新町線	上益城郡嘉島町大字北甘木字笈ノ瀬 2089番地先から 同町大字北甘木字古屋敷 1999番1地先まで	100.6	やさ道 交1地 (歩道 整備)

2 供用を開始する期日 平成22年4月9日

熊本県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月9日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	菊池市泗水町住吉字新屋敷 2761番1地先から 同市泗水町永字前畑 910番1地先まで	515.0	地基創 交安 (歩道 整備)

2 供用を開始する期日 平成22年4月9日

熊本県告示第444号

熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱の一部を改正する要綱
熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱（平成12年熊本県告示第477号）の一部を次のように改正する。

第3条中「商工政策課長」を「商工振興金融課長」に改める。

第6条及び別表中「商工政策課」を「商工振興金融課」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

熊本県告示第445号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の7第1項の規定により指定調査員養成研修機関として次のとおり指定したので、同条第6項の規定により公示する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

名称	住所	調査員養成研修事務 を行う事務所の所在地	指定年月日
NPO法人九州評価 機構	熊本県熊本市上通町 3番15号	熊本県熊本市上通町 3番15号	平成22年4月1 日

熊本県告示第446号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
サポートセンター 虹 上益城郡甲佐町大字白旗2247 番地1	上益城農業協同組合	平成22年4月1日

熊本県告示第447号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日

サポートセンター 虹 上益城郡甲佐町大字白旗2247 番地1	上益城農業協同組合	平成22年4月1日
--------------------------------------	-----------	-----------

熊本県告示第448号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護 菜の花 II 番館 天草市本渡町本渡847番地8	有限会社いずみ	平成22年4月1日

熊本県告示第449号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護 菜の花 II 番館 天草市本渡町本渡847番地8	有限会社いずみ	平成22年4月1日

熊本県告示第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 大津町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 大津都市計画下水道事業大津公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年12月2日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成16年熊本県告示第896号の事業地に熊本県菊池郡大津町大字陣内字順田及び字立田、大字吹田字焼牧、字新田、字榎鶴、字上大迫及び字上池鶴、大字大林字上尾迫、字下尾迫、字八反畑、字竹の迫、字居屋敷、字壺町田、字檜木及び字前田、大字森北の迫、字榎迫、字堤、字中の切及び字登々口、大字瀬田字居屋敷、字宮の前及び字廣野並びに美咲野一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目の各一部地内を加え、大字陣内字鍛冶の迫、大字大津字鍛冶の上、大字平川字平出、大字室字西迫尻、字東迫尻、字南出口及び字北出口、大字新字宅地並びに大字引水字西鶴、字前鶴及び字東鶴の各一部地内において事業地を変更し、大字大津字東蛙原を削る。

熊本県告示第451号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道（熊本市公共下水道）
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分
平成18年1月13日熊本県告示第14号の事業地に、花畑町、本山二丁目、秋津町秋田字上道下、字碩の下及び若葉六丁目を加え、手取本町及び本山二丁目を削

信会 第二城南学園相談 支援センター「じょう うなん」		談支援センター 「ウキネット」	談支援センター 「じょうなん」	3月23日
--------------------------------------	--	--------------------	--------------------	-------

熊本県告示第453号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定相談支援事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 十 百千会 相談支援センター ゆきぞの	事業所の名称	ゆきぞの学園相 談支援事業所	相談支援センタ ーゆきぞの	平成22年 4月1日

熊本県告示第454号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人はな ぶさ会 ふい〜るど 生活介護、自立訓 練（生活訓練）、 就労移行支援、就 労継続支援（B型）	事業所の住所	山鹿市鹿央町千 田903-1	山鹿市鹿央町千 田909-1	平成20年 3月31日
社会福祉法人はな ぶさ会 グループホーム・ ケアホームふい〜 るど事業部 共同生活介護、共 同生活援助	事業所の住所	山鹿市鹿央町千 田903-1	山鹿市鹿央町千 田909-1	平成20年 3月31日

熊本県告示第455号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人はな ぶさ会 ふい〜るど 生活介護、自立訓	事業所の住所	山鹿市鹿央町千 田903-1	山鹿市鹿央町千 田909-1	平成20年 3月31日

練（生活訓練）、 就労移行支援、就 労継続支援（B型）				
社会福祉法人はな ぶさ会 グループホーム・ ケアホームふい〜 るど事業部 共同生活介護、共 同生活援助	事業所の住所	山鹿市鹿央町千 田903-1	山鹿市鹿央町千 田909-1	平成20年 3月31日

熊本県告示第456号

水防法（昭和24年法律第193号）第13条第2項及び第16条第1項の規定により次の1～4の河川を水位情報周知河川及び水防警報河川に指定し、同法第13条第2項の規定により5～12の河川を水位情報周知河川に指定する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 (1) 河川名 二級河川波多川
- (2) 指定区間 左岸：宇城市道浦内島向山支線（津畦橋）から海まで
右岸：宇城市道浦内島向山支線（津畦橋）から海まで
- 2 (1) 河川名 一級河川万江川
- (2) 指定区間 左岸：山江村道淡島参道線（淡島裏参道橋）から球磨川合流点まで
右岸：山江村道淡島参道線（淡島裏参道橋）から球磨川合流点まで
- 3 (1) 河川名 一級河川胸川
- (2) 指定区間 左岸：人吉市道木地屋西目線（おかくら橋）から球磨川合流点まで
右岸：人吉市道木地屋西目線（おかくら橋）から球磨川合流点まで
- 4 (1) 河川名 一級河川辺川
- (2) 指定区間 左岸：球磨郡相良村大字四浦字藤田5022番地先から県道人吉水上線（柳瀬橋）まで
右岸：球磨郡相良村大字四浦字堂迫4456番の1の1地先から県道人吉水上線（柳瀬橋）まで
- 5 (1) 河川名 二級河川坪井川
- (2) 指定区間① 左岸：井芹川合流点から海まで
右岸：井芹川合流点から海まで
指定区間② 左岸：堀川合流点から熊本市坪井五丁目11地先まで
右岸：堀川合流点から熊本市壺川一丁目11地先まで
- 6 (1) 河川名 二級河川井芹川
- (2) 指定区間 左岸：西谷川合流点から坪井川合流点まで
右岸：西谷川合流点から坪井川合流点まで
- 7 (1) 河川名 一級河川木山川
- (2) 指定区間 左岸：布田川合流点から加勢川合流点まで
右岸：布田川合流点から加勢川合流点まで
- 8 (1) 河川名 一級河川御船川
- (2) 指定区間 左岸：八勢川合流点から上益城群御船町大字辺田見まで
右岸：八勢川合流点から上益城群御船町大字辺田見まで
- 9 (1) 河川名 二級河川関川
- (2) 指定区間 左岸：玉名郡南関町大字関東県道橋（萩谷橋）から玉名郡南関町大字今まで
右岸：玉名郡南関町大字関東県道橋（萩谷橋）から玉名郡南関町大字高久野まで
- 10 (1) 河川名 一級河川木葉川
- (2) 指定区間 左岸：玉名郡玉東町大字木葉から玉名市大字津留まで
右岸：玉名郡玉東町大字木葉から玉名市大字津留まで
- 11 (1) 河川名 二級河川氷川
- (2) 指定区間① 左岸：八代市泉町柿迫から八代市泉町下岳まで
右岸：八代市泉町柿迫から八代市泉町下岳まで
指定区間② 左岸：河俣川合流点から海まで
右岸：河俣川合流点から海まで
- 12 (1) 河川名 二級河川町山口川
- (2) 指定区間 左岸：天草市本渡町出来村1937の1地先から海まで
右岸：天草市本渡町井出4315地先から海まで

熊本県告示第457号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により次の河川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により公表する。
その関係図面は、熊本県土木部河川課及び当該河川を管理する関係地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

河川名

- | | | | | | |
|---|-----------|-----|---|-----------|----|
| 1 | 一級河川球磨川水系 | 万江川 | 2 | 一級河川球磨川水系 | 胸川 |
| 3 | 一級河川球磨川水系 | 川辺川 | | | |

公 告**熊本県公告第189号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市月出二丁目6番16号
- 2 築造者の氏名 佐藤技研工業株式会社
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字八窪276番3
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 33.76メートル
- 6 指定年月日 平成22年3月26日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第161号

熊本県公告第190号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による平成9年1月27日付け熊本県指令玉土第373号の道路位置指定を次のとおり変更したので、公告する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市立願寺1507番地1
- 2 築造者の氏名 山田勝利
- 3 道路の位置 玉名市立願寺字蛇ヶ谷1506番6及び同1507番5
- 4 道路の幅員 4.28メートルから4.50メートルまで
- 5 道路の延長 23.43メートル
- 6 指定年月日 平成22年3月23日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第46号

熊本県公告第191号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道（指定番号熊本県指令第271号）の指定の一部を取り消したので、公告する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 熊本県指令菊池景建第163号
- 2 取消しする指定道路の種類 第42条第1項第5号の規定による指定に係る道
- 3 指定取消しの年月日 平成22年3月26日
- 4 取消しする指定道路の位置 合志市須屋字中の平1417番5、1417番6及び1418番3
- 5 取消しする指定道路の幅員 4.00メートル
- 6 取消しする指定道路の延長 54.00メートル

熊本県公告第192号

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項（平成13年熊本県公告第232号の2）の一部を次のように改正する。

別表中「地域振興部」を「企画振興部」に、「私学文書課」を「県政情報文書課」に改

める。

熊本県公告第193号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第16条第2項の規定に基づき公告する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更した事項	変更した年月日
熊本県肥第1348号	魚かす粉末	7.0魚粕粉末1号	株式会社三成	住所 (新) 熊本県宇土市馬之瀬町555番地 (旧) 熊本県熊本市川口町1917番地	平成22年3月31日
熊本県肥第1261号	混合有機質肥料	スーパー輝			
熊本県肥第1402号	魚廃物加工肥料	調整魚粉			

熊本県公告第194号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び変更した事項

名称	所在地	変更した事項
サニー水前寺店	熊本市水前寺一丁目7番29号	大規模小売店舗を設置し、当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
ACTY熊本	熊本市南熊本一丁目9番1	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
サニー桜木店	熊本市花立一丁目116番ほか	
新外ショッピングセンター	熊本市新外二丁目2861番1号	
協同組合宇土市ショッピングセンター	宇土市北段原町73番地	

2 変更の内容

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨 東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更の年月日
平成22年2月1日

4 変更する理由
代表者変更のため

5 届出年月日
平成22年3月19日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び宇城地域振興局総務振興課
(協同組合宇土市ショッピングセンターに係る届出分のみ)

(2) 縦覧期間

平成22年4月9日から平成22年8月9日まで

熊本県公告第195号

熊本市に事務所を置く天明土地改良区理事長村上義博から申請のあった土地改良区の合併については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により平成22年4月1日付けで認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 合併後存続し定款を変更する土地改良区

名 称	天明土地改良区
所在地	熊本市

2 合併により解散する土地改良区

名 称	東西屋敷土地改良区
所在地	熊本市

熊本県公告第196号

熊本市に事務所を置く天明土地改良区理事長村上義博から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成22年4月1日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第197号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工事番号 平成21年度債務 河開発第2801-A-101号
- 2 工事名 路木ダム本体工事
- 3 工事場所 天草市河浦町他地内
- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県土木部監理課
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 5 落札者を決定した日 平成22年2月5日
- 6 落札者の名称、所在地及び構成員の名称
清水・苓州・牛深・舂本建設工事共同企業体
代表者 清水建設株式会社九州支店 執行役員支店長 寺田修
福岡市中央区渡辺通三丁目6番11号
清水建設株式会社九州支店、苓州建設工業株式会社、株式会社舂本工業
- 7 落札金額 3,858,750,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 183,750,000円)
- 8 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 9 特例政令第6条に規定する公告を行った日 平成21年12月4日

登載依頼

熊本県公安委員会告示第10号

平成19年6月1日熊本県公安委員会告示第8号（道路交通法第108条の2第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第11号、第12号及び第13号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間）の一部を次のとおり改正し、平成22年4月

9日から施行する。
平成22年4月9日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

3(1)の表及び3(2)の表に次のように加える。

荒尾第二自動車学校 (荒尾市万田947番地1)	第2及び第4 火曜日	午前8時30分から同 8時50分まで
----------------------------	---------------	-----------------------

4の表に次のように加える。

荒尾第二自動車学校 (荒尾市万田947番地1)	金曜日	午後0時30分から同 1時00分まで
----------------------------	-----	-----------------------

正 誤

平成22年3月9日熊本県告示第249号(道路の区域変更)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	3	菊池市泗水町福本字北請	菊池市泗水町吉富字中川原
3	4	1306番地先から	998番地先から
3	5	同市泗水町福本字西谷	同市泗水町豊水字頭凶
3	6	779番21地先まで	3302番1地先まで
3	7	菊池市泗水町福本字北請	菊池市泗水町吉富字中川原
3	8	1306番地先から	998番地先から
3	9	同市泗水町福本字西谷	同市泗水町豊水字頭凶
3	10	779番21地先まで	3302番1地先まで
3	11	菊池市泗水町吉富字中川原	菊池市泗水町福本字北請
3	12	998番地先から	1306番地先から
3	13	同市泗水町豊水字頭凶	同市泗水町福本字西谷
3	14	3302番1地先まで	779番21地先まで